

令和2年度農山漁村振興交付金
(農泊推進対策(農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業))
追加公募要領

第1 はじめに

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされています。

「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援し「農泊」を推進するため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、農山漁村振興交付金実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(以下「実施要領」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、提案に当たっては、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案とするとともに、その実施に当たっては、政府のガイドライン等に沿って講じる対策についても記述してください。

公募期間：令和2年7月31日(金)から令和2年8月21日(金)17時まで
(郵送の場合も同日17時必着)

ただし、第3の1(1)のア(エ)及びイ(カ)、(3)のア(ケ)、イ(ス)及び(セ)、(4)のア(シ)における「市町村からの意見書の写し」については、令和2年9月2日(水)17時までに御提出願います(市町村から意見なき場合にあっては、その旨書面(FAXでも可)にて御提出願います。)

なお、市町村への意見照会については、3週間の照会期間を設定するものとします。このため、市町村への意見照会は、令和2年8月12日(水)までに行う必要がありますので、御留意願います。

第2 事業内容等

次の1から4までに掲げる事業の公募を行うものであり、事業内容、事業実施主体等については、別表1及び2に定めるとおりです。

- 1 農泊推進事業
- 2 人材活用事業
- 3 農家民宿転換促進費

4 施設整備事業

- (1) 活性化計画に基づかない施設整備
 - ア 市町村・中核法人実施型
 - イ 農家民泊経営者等実施型

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

別添 令和2年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（農泊推進対策）【農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業】（以下「提案書」という。）及び次の各号に掲げる資料を御提出願います。提案書には、事業の取組内容や主な経費、実施体制、目標等の具体的な計画内容について記入していただきます。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙1から6までを参照してください。

事業実施前に提出いただく見積書や実施内容により国庫負担が適当でないと判断される場合には、支援対象外とする可能性がありますので御留意ください。

(1) 第2の1及び2の事業の実施について

組織の概要、活動内容等を示す次に掲げる資料

ア 地域協議会が事業実施主体となる場合

(ア) 実施要領第2に掲げる地域協議会の設立が確認できる文書（提案書提出時には地域協議会の規約等の案でも可（第2の4の（1）のイの事業を併せ行う場合は、（4）のアの（キ）による）。ただし、実施要綱第3に規定する農山漁村振興推進計画及び実施要綱第4に規定する事業実施計画（以下「振興推進計画及び事業実施計画」という。）の申請時までには地域協議会を設立すること。）

(イ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

(ウ) 農泊の取組の中で障害者が活躍することが確認できる文書

(エ) 市町村を構成員としない地域協議会である場合は、別表2の事項1の選定要件2に基づく別紙7の写し及び市町村からの意見書の写し

イ 地域協議会以外が事業実施主体となる場合

(ア) 設立趣意書、定款、寄附行為、規約

(イ) 過去3年間の事業報告（設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料。）

(ウ) 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書。設立して間もない団体については、設立後から現在までの資料。）

(エ) 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の

判断に資する資料

(オ) 農泊の取組の中で障害者の活躍が確認できる文書

(カ) 別表2の事項1の選定要件2に基づく別紙7の写し及び市町村からの意見書の写し

(2) 第2の3の事業の実施について

事業区域の存する市町村（都道府県）において定められている旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備内容が確認できる資料

(3) 第2の4の(1)のアの事業の実施について

組織の概要、活動内容等を示す次に掲げる資料

ア 市町村が事業実施主体となる場合

(ア) 費用対効果分析表（施設の新設を実施する場合にのみ作成する）

(イ) 施設の運用方針

(ウ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

(エ) 整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図

(オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料

(カ) 償還計画書等資金調達関係資料

(キ) 施設及び土地の所有状況関係資料

(ク) 施設整備に係る全体工程表

(ケ) 別表2の事項4の(1)のアの交付率及び助成額2に基づく助成額の上限が2,500万円を超える施設整備の提案を行う場合、事業区域の存する市町村に対して別紙8により意見照会を行い、意見を照会した別紙8の写し及び市町村からの意見書の写し

(コ) 貸借施設整備の提案を行う場合、賃貸借契約書の写し（提案書提出時には契約書の案でも可。ただし、振興推進計画の申請時までに契約を締結すること。）

イ 市町村以外が事業実施主体となる場合

(ア) 費用対効果分析表（施設の新設を実施する場合にのみ作成する）

(イ) 施設の運用方針

(ウ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

(エ) 整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図

(オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料

(カ) 償還計画書等資金調達関係資料

(キ) 施設及び土地の所有状況関係資料

(ク) 施設整備に係る全体工程表

(ケ) 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

(コ) 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料。）

- (サ) 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立して間もない団体については、設立後から現在までの資料。）
 - (シ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (ス) 別表2の事項4の（1）のアの選定要件2に基づく別紙7の写し及び市町村からの意見書の写し
 - (セ) 別表2の事項4の（1）のアの交付率及び助成額2に基づく助成額の上限が2,500万円を超える施設整備の提案を行う場合、事業区域の存する市町村に対して別紙8により意見照会を行い、意見を照会した別紙8の写し及び市町村からの意見書の写し
 - (ソ) 貸借施設整備の提案を行う場合、使用貸借契約書（市町村所有物件を整備する場合に限る）もしくは賃貸借契約書の写し（提案書提出時には契約書の案でも可。ただし、振興推進計画の申請時までに契約を締結すること。）
- (4) 第2の4の（1）のイの事業の実施について
- ア 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体が事業実施主体となる場合
 - (ア) 施設の運用方針
 - (イ) 宿泊施設名及び経営者の氏名
 - (ウ) 整備対象施設の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図
 - (エ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - (オ) 施設及び土地の所有状況関係資料
 - (カ) 施設整備に係る全体工程表
 - (キ) 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであること並びに事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていることが確認できる資料
 - (ク) 地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等との協定の締結が確認できる文書（提案書提出時には協定書等の案及び協定が確実に締結されることが確認できる資料でも可。ただし、振興推進計画及び事業実施計画の申請時までに協定を締結すること。）
 - (ケ) 提案された事業を主導する地域協議会の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (コ) 各農家民泊経営者等の自己負担分の返済及び施設の運営能力が確認できる資料
 - (サ) 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（以下「連携体」という。）の構成員である各農家民泊経営者等が、提案時までに宿泊を提供していた事実及び農家民泊か否かが確認できる資料（新規開業ではないことが確認できる資料）
 - (シ) 別表2の事項4の（1）のイの選定要件2に基づく別紙7の写し及び市町村からの意見書の写し

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査においてその事実を考慮するものとします。

(2) 第3の1(1)のア(エ)及びイ(カ)、(3)のア(ケ)、イ(ス)及び(セ)、(4)のア(シ)における「市町村からの意見書の写し」については、令和2年9月2日(水)17時までにご提出願います(市町村から意見なき場合にあっては、その旨書面(FAXでも可)にて御提出願います。)

なお、市町村への意見照会については、3週間の照会期間を設定するものとします。このため、市町村への意見照会は、令和2年8月12日(水)までに行う必要がありますので、御留意願います。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第7に記載する書類提出先に御持参又は御郵送願います。

(2) 提出期限

令和2年8月21日(金)17時まで(郵送の場合も同様に同日17時必着)

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

なお、**別添のチェックリストについても提案書と併せて提出**願います。

イ **提出部数は7部**です。(提出いただく提案書につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるよう、A4片面クリップ留めで御提出ください。)

ウ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

エ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

オ 提出された書類については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

第4 提案書の選定等

1 審査方法

別表3に定める事業承認者(以下「事業承認者」という。)が、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者(以下「補助金等交付候補者」という。)の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 第2の1及び4の事業について（共通事項）

事業実施地域が次のアからシのいずれかに該当する場合は、審査において配慮します。

さらに、農泊の取組が中山間地の所得向上に向けた計画を深化させる取組として当該地域を対象として都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた提案である場合は、審査において配慮します。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域

カ 沖縄県振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島

ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯

コ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く。）

シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13 統計第956号）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

(2) 第2の1の事業について

ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

(ア) 振興交付金の趣旨及び目的を理解し、これらに沿ったモデル性のある取組であるか。

(イ) 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性
(ア) 事業目標の設定は妥当であるか。

(イ) 設定した目標の達成に向けて適切な事業計画となっているか。

ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

事業費の効率的な執行が見込まれるか（一過性のイベントへの支払経費に偏っていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

(ア) 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者等事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。

(イ) 適切な経理処理能力を有しているか。

オ 農泊の取組の中で障害者の活躍が確認できる提案である場合は、審査において配慮します。

この事項における「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項で規定された方となります。

カ 提案において活用する地域に賦存する資源（地域資源）について、自立した農泊ビジネスに向け地域資源の位置付けや活用方法の実現可能性及び具体性について審査します。

なお、地域資源としては、以下のようなものがあります。

(ア) 世界農業遺産、日本農業遺産に認定された地域

(イ) 棚田百選に選定された地域

(ウ) 「森林景観を活かした観光資源の創出事業」対象のレクリエーションの森に認定された地域

(エ) 郷土料理百選に選定された料理を提供する地域

(オ) 世界かんがい施設遺産に登録された地域

(カ) 未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選に選定された地域

(キ) 浜の活力再生プランを策定している地域

(ク) 重要伝統的建造物群保存地区に選定された地域 等

キ 合意形成の手法

(ア) 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。

(イ) 美しい空間を整備するため、地域に存在する耕作放棄地、古民家等の再生又は活用等多様な団体、地域住民等と連携をした形で取組方針の検討がなされているか。

ク 農泊を実施する体制の適格性

(ア) 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。

(イ) ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか等に係る具体的な検討がなされているか。

ケ マーケティング手法等の有効性

(ア) 地域の課題の解決を行う取組により農山漁村の魅力向上が行われておりその地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ等の検討がなされているか。

(イ) 観光コンテンツのマーケティングの手法（ターゲットの明確化や戦略的な広報や営業活動等）が適切に検討されており、入込客数の増加等につながるものとなっているか。また、マーケティングの手法がDMO等の中間支援組織と連携した形で検討されている場合は、その具体的な連携方法が検討されているか。

(3) 第2の2の事業について

ア 人材活用事業を選択する理由

農泊推進事業に加え、人材活用事業を選択する理由が適切か。

イ 取組内容

事業実施主体が受け入れた人材の取組内容が設定した目標の達成に直結するものであるか。

ウ 人材の受入体制

人材の活動管理（健康・安全等を含む。）体制ができているか。

人材活用事業を実施する場合、各審査事項の全ての条件を満たすことを必須としており、これらを満たしていない場合は、選定の対象とはなりません。

(4) 第2の3の事業について

旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備であるかに加え、第2の4の(1)のイの事業と併せて審査を行い、同事業が選定とならない場合は、選定の対象となりません。

(5) 第2の4の事業について

ア 提案書の提出に当たっては、以下の(ア)から(エ)の審査事項について、施設ごとに関連する資料を提案書に添付してください。

各審査事項の全ての条件を必須としており、これらを満たしていない場合は選定の対象となりません。

(ア) 事業効果の妥当性

- a 農泊推進事業や農泊に関する取組と関連したものになっているか。
- b 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。
- c 費用対効果が1.0以上あるか（施設の新設を実施する場合のみ）

※ 費用対効果分析の算定は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）を参考にして、適正に算定してください。

(イ) 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。

(ウ) 事業計画の妥当性

- a 事業要件との整合性は適正か。
- b 施設等の規模は妥当か。
- c 事業費の積算は適正か。
- d 事業実施期間内に竣工する見込みはあるか。

- (エ) 事業費負担の妥当性
 - 事業実施主体の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されているか（借入れ、起債、制度資金等の活用を含む。）。
- イ 施設整備事業のみを実施する場合は、アと併せて以下の観点からも審査します。
 - (ア) 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性
事業目標の設定は妥当であるか。
 - (イ) 合意形成の手法
 - a 農泊を実施していくため地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
 - b 美しい空間の整備のため、地域に存在する耕作放棄地や古民家の再生、活用など多様な団体や地域住民等と連携をした形で取組方針の検討がなされているか。
 - (ウ) 農泊を実施する体制の適格性
 - a 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか又は、今後法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。
 - b ビジネス化に向けてノウハウを持った人材や従業員の確保をどのように行っていくかの具体的な検討がなされているか。
 - (エ) マーケティング手法等の有効性
 - a 地域の課題の解決を行う取組により農山漁村の魅力向上が行われており、その地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ等の検討がなされているか。
 - b 観光コンテンツのマーケティングの手法（ターゲットの明確化や戦略的な広報や営業活動等）が適切に検討されており、入込客数の増加等につながるものとなっているか。また、マーケティングの手法がDMO等の中間支援組織と連携した形で検討されている場合は、その具体的な連携方法が検討されているか。
- ウ 提案において活用する地域に賦存する資源（地域資源）について、自立した農泊ビジネスに向け地域資源の位置付けや活用方法について審査します。
 - なお、地域資源としては、以下のようなものがあります。
 - (ア) 世界農業遺産、日本農業遺産に認定された地域
 - (イ) 棚田百選に選定された地域
 - (ウ) 「森林景観を活かした観光資源の創出事業」対象のレクリエーションの森に認定された地域
 - (エ) 郷土料理百選に選定された料理を提供する地域
 - (オ) 世界かんがい施設遺産に登録された地域
 - (カ) 未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選に選定された地域
 - (キ) 浜の活力再生プランを策定している地域
 - (ク) 重要伝統的建造物群保存地区に選定された地域 等
- エ 第2の4の(1)のイの事業において、連携体の構成員に農家民泊の経営者が含まれる場合は、審査において配慮します。

3 審査結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、当該通知において、第6の1の申請に当たって条件を付すことがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者に対しては御連絡いたします。

※ 審査結果の公表及び通知は、ソフト事業（農泊推進事業、人材活用事業）のみを実施する地域とソフト事業及びハード事業（施設整備事業）を併せ行う地域（ハード事業のみを実施する地域を含む）を分けて行います。

ハード事業を実施する地域は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、ソフト事業のみを実施する地域より公表及び通知が、1～2ヶ月程度後になることを見込んでいます。

第5 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 振興推進計画並びに事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に振興推進計画及び事業実施計画を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、提案者へ事前に御連絡いたします。また、振興推進計画及び事業実施計画の承認に当たり、対象経費を確認するため次に定める資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。また、複数年度の事業実施を想定する提案が選定された場合であっても、それが翌年度以降の国からの交付金交付を保証するものではありません。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※ 別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成して下さい。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 外部委託については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料

2 交付金の支払手続

事業承認者が振興推進計画及び事業実施計画を承認したときは、振興交付金の提案者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします

振興交付金の提案者は、割り当てられた額を踏まえ、交付要綱の第5に定める交付申請書を作成し、事業承認者に提出して下さい。

その後、事業承認者から発出する振興交付金の交付決定通知の通知日以降に振興交付金の対象となる事業を開始することができません（通知日以前に発生した経費は、原則として交付金の交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の提案者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、事業承認者に提出してください。
- (2) その後、事業承認者において、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第6 その他

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について御協力をお願いすることがありますが、調査には必ず協力していただきますので予め御承知おきください。また、調査内容によっては、地域協議会の構成員や連携団体に御協力いただくこともありますので、地域協議会構成員や連携団体への周知をお願いします。

第7 お問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

(問合せ時間：10:00～12:00及び13:00～17:00 ※平日のみ)

主たる事務所の所在地	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5451、5447） FAX：03-3595-6340
青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4444、4185） FAX：022-216-4287
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3404、3410） FAX：048-740-0082

新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3412、3419） FAX：076-263-0256
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2528、2521） FAX：052-220-1681
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風 呂町 TEL：075-414-9051（内線2417、2421） FAX：075-451-3965
鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2524、2514、2563） FAX：086-227-6659
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4615、4628） FAX：096-211-9812
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326） FAX：098-860-1194

参考

この公募要領で記載しているもののほかにも、実施に必要な条件や事業実施の手続等について、実施要綱及び実施要領に定めておりますので、下表を参考に御確認をお願いします。

主な関連事項	実施要綱／実施要領
(1) 事業内容等 提案書作成に係る、事業実施主体、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額について	実施要領別表 1、2
(2) 事業実施の手続 事業の実施に係る提出手続等について (農山漁村振興推進計画及び事業実施計画)	実施要領第 5
(3) 事業の評価及び事業管理 事業の評価、完了報告、事業の状況報告について	実施要綱第 6 実施要領第14、15、16
(4) 用語の定義 「地域協議会」等の定義について	実施要領第 2

別表 1

事項	事業内容	事業実施主体	事業実施期間
1 農泊推進事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	上限 2 年間
2 人材活用事業	農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や中小企業経営診断士等の専門的スキル等を活用する取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	上限 2 年間
3 農家民宿転換促進費	農泊実践地域における旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組	地域協議会及び農家民泊経営者等との連携 体	上限 1 年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大 2 年間とすることができる。

<p>4 施設整備事業 (1) 活性化計画に基づかない施設整備 ア 市町村・中核法人実施型</p>	<p>古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組</p>	<p>市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人</p>	<p>上限2年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大4年間とすることができる。</p>
<p>イ 農家民泊経営者等実施型</p>	<p>農家民泊経営者等が行う以下の取組 ① 旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備 ② 個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備</p>	<p>地域協議会及び農家民泊経営者等との連携体</p>	<p>上限1年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大2年間とすることができる。</p>

別表 2

事項	選定要件	交付率及び助成額
1 農泊推進事業	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 2 市町村を構成員としない地域協議会又は地域協議会以外を事業実施主体とする場合にあっては、農泊の取組内容を記載した事業実施計画について、別紙 7 により事業実施区域内に存する市町村に対して意見照会を行うこと。 3 事業完了時まで、地域で生産された農林水産物を用いた食事の提供及び農林漁業体験の提供を行う体制を構築すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限額は、500万円とする。
2 人材活用事業	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項 1 の事業と併せて実施すること。 2 当該人材の受入れが、提案書に定める数値目標の達成に直結するものであること。 3 雇用契約を行う場合にあっては、当該人材が以下の条件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 雇用契約締結時点で、生活の拠点及び住民票が事業実施地域内、3大都市圏の都市地域、3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域及び政令指定都市でない者であること。 ② 雇用契約締結後の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内もしくは事業実施地域に容易に通勤できる場所であること。 <p>※ 「3大都市圏」、「都市地域」、「一部条件不利地域」、「条件不利区域」の定義について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、250万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、200万円を上限とする。 また、研修手当の上限単価は、月額14万円とする。

	<p>は、総務省「地域おこし協力隊員の地域要件について」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000610489.pdf のとおり。</p>	
3 農家民宿転換促進費	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事項4の(1)のイの事業を併せて実施すること。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付率は、定額とする。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者1名あたりの助成額の上限は、100万円又は別表1の事項4の(1)のイの事業における①に要した費用の1/2のいずれか低い額とする。

<p>4 施設整備事業 (1) 活性化計画に基づかない施設整備 ア 市町村・中核法人実施型</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 市町村以外を事業実施主体とする場合にあつては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 2 市町村以外を事業実施主体とする場合にあつては、事業実施計画の内容について、別紙7により、助成額の上限が2,500万円を超える場合にあつては別紙8により事業実施区域の存する市町村に対して意見照会を行うこと。 3 実施要領第7に農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。 4 イの事業を実施していないこと。</p>	<p>1 交付率は、1 / 2 とする。 2 2カ年の助成額の上限は、2,500万円とする。ただし、実施要領第5の1の(1)のウの(エ)に掲げるaからeまでの条件を満たす場合にあつては、5,000万円、aからhまでの条件を満たす場合にあつては、1億円とする。ただし、助成額の上限が5,000万円を超える場合の延べ床面積1㎡あたりの事業費の上限は29万円とする。</p>
<p>イ 農家民泊経営者等実施型</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 2 事業実施計画の内容について、別紙7により事業実施区域の存する市町村に対して意見照会を行うこと。 3 連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法に基づく営業許可を取得していること。</p>	<p>1 交付率は、1 / 2 とする。 2 助成額の上限は5,000万円とする。ただし、農家民泊経営者等の1名あたりの助成額の上限は、1,000万円とする。</p>

- | | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">4 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。5 アの事業を実施していないこと。 | |
|--|---|--|

別表 3

農泊推進対策に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
農泊推進対策の事業実施主体	
農泊推進事業、人材活用事業、施設整備事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長

別紙 1

農山漁村振興交付金の対象経費

公募する内容の農泊推進事業及び人材活用事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

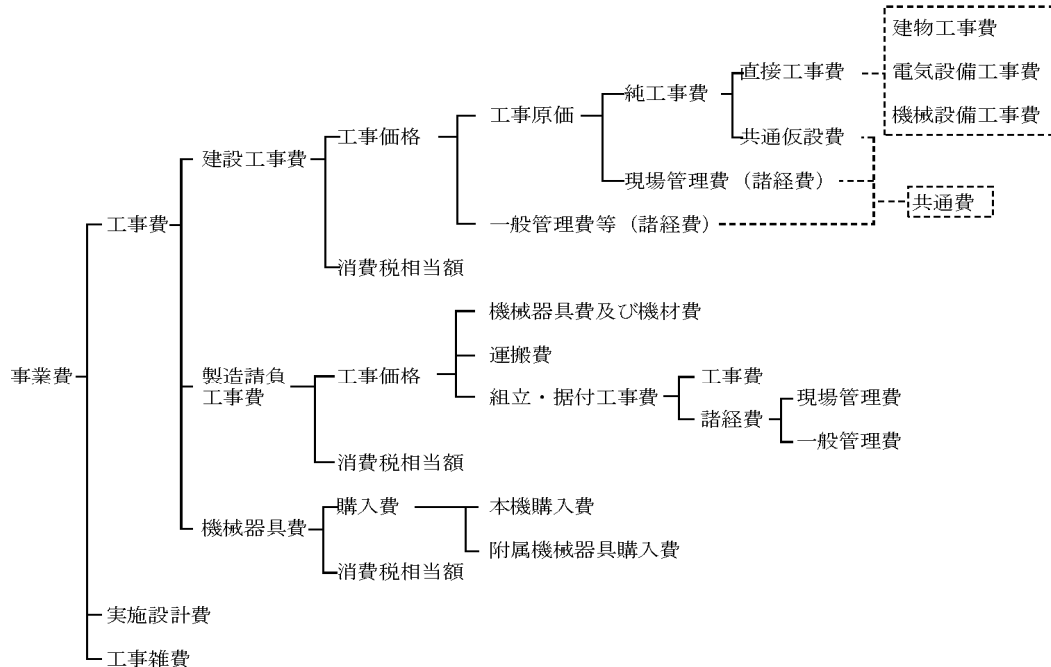
別紙 2

公募する内容の施設整備事業の対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 工事費 （a）建設工事費 （b）製造請負工事費 （c）機械器具費</p> <p>2 実施設計費</p> <p>3 工事雑費</p>	<p>機械器具は汎用性がないものに限る。</p> <p>農山漁村振興支援交付金（農山漁村活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）（以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2</p>
--	--

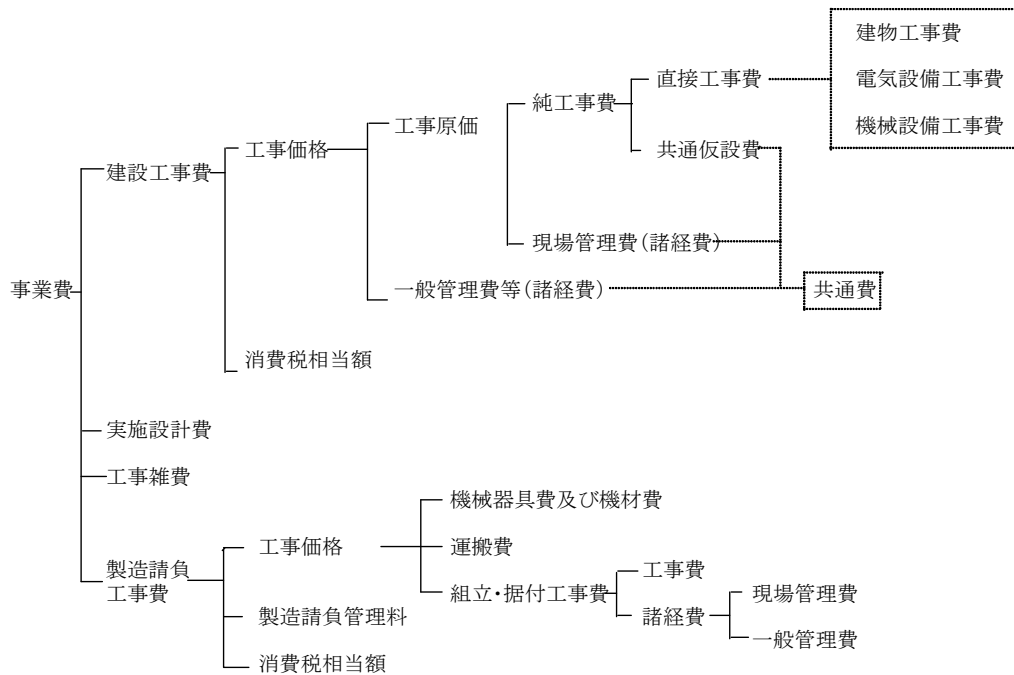
別紙 3

1 建築工事及び製造請負工事
(1) 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別紙4

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別紙 5

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別紙6

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職 引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険 料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被 服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費 等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞 参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の 償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の 開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料そ の他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項 目にも属さない費用

番 年 月 日 号

市町村名
市町村長名 殿

事業実施主体名
住所・連絡先
代表者名 印

農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の実施について（意見照会）

今般、（事業実施主体名）においては、農山漁村振興交付金（農泊推進対策（農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業））公募要領による農泊推進対策の実施を計画しています。

については、同要領の規定に基づき、別添、令和2年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（農泊推進対策）【農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業】（案）の内容について貴（市町村名）の意見を伺うこととしますので、意見がある場合は令和2年●月●日までに上記連絡先まで文書にて提出をお願いいたします。

なお、上記期日までに文書の提出がない場合は、その後の手続きを進めることといたします。

番 年 月 日 号

市町村名
市町村長名 殿

事業実施主体名
住所・連絡先
代表者名 印

農山漁村振興交付金（農泊推進対策のうち施設整備事業）の実施について
（意見照会）

今般、（事業実施主体名）においては、農山漁村振興交付金（農泊推進対策（農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業））公募要領による農泊推進対策のうち施設整備事業の実施を計画しています。

については、同要領の規定に基づき、本事業による整備対象の施設について、以下の要件を満たしていることについて貴（市町村名）の意見を伺うこととしますので、意見がある場合は令和2年〇月〇日までに上記連絡先まで文書にて提出をお願いいたします。

なお、上記期日までに文書の提出がない場合は、その後の手続きを進めることといたします。

- 助成額が2,500万円を超え5,000万円以下の場合：a～e
- 助成額が5,000万円を超え1億円以下の場合：a～h
（事業実施主体は、当てはまる□にレ点を記入すること。）
 - a 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること。
 - b 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること。
 - c 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること。
 - d 自然環境や地域の景観に配慮したものであること。
 - e 文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること。
 - f 対象施設について、市町村が所有権を有し、事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること。
 - g 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその規模が事業の実施に当たり適正なものであること。
 - h 対象施設から10km以内の地域において、観光客の受入れを主な目

的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在しないこと。

※ a、bについては事業承認者（国）が事業実施主体から提出された事業実施計画により確認します。